

枚方市立保育所（桜丘北保育所）民営化に係る運営法人募集要項
（令和6年4月1日移管分）

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

枚方市立桜丘北保育所 枚方市桜丘町20-1 定員90人
昭和54年4月1日開設、敷地面積 2219.01 m²、建物面積 710.24 m²、構造 軽量鉄骨造 平屋建 昭和54年3月建築

2. 移管する時期

令和6年4月1日

3. 移管条件

（1）保育所用地について

枚方市は、法人に桜丘北保育所敷地 2,219.01 m²を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、10年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

（2）保育所建物等について

枚方市は、法人に既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。（（3）③の場合を除く。）

（3）保育所整備について

法人は新たな保育所の整備を行うこと。具体的な保育所整備については、基本的な整備計画、施設の配置計画、整備内容、スケジュール等の提案を行うこと。保育所整備については、安全対策、騒音対策など必要な措置を講じること。

①新たな保育所の整備

法人は既設保育所（建物、遊具、安全柵等）を撤去し、現敷地内に新たに保育所を整備すること。あわせて、保育環境の向上に努めること。

②仮設保育所の整備

新たな保育所の整備（③を除く）にあたっては、市が調整した仮設用地（以下「仮設候補用地※」という。）又は法人が確保した用地に法人が仮設保育所を整備すること。仮設候補用地を使用する場合は、法人が用地所有者から契約により有償で貸し付けを受けること。また、仮設候補用地の貸付期間は、令和6年2月1日から令和7年3月31日までとする。なお、法人は、仮設候補用地を適切に管理

するとともに、貸付期間が終了するまでに用地所有者と協議の上、貸付開始前の原状に回復して返還すること。法人が確保した用地に仮設保育所を整備する場合は、現敷地からおおむね半径500m以内に用地を確保すること。

※仮設候補用地は P 9<参考資料1>「1. 桜丘北保育所民営化に伴う各施設位置図」～P 12「用地概況」のとおり。

③法人が確保した用地に新たな保育所の整備を行う場合（以下「移転」という）

①・②の手法による整備（仮設保育所を活用し現敷地内に新たな保育所の整備を行う場合）よりも、広い屋外遊戯場が確保できる、敷地内に駐車場を確保できる等、保育環境や利便性の向上が確保できる場合に限り、移転の提案も可能とする。ただし、移転先の用地は現敷地からおおむね半径300m以内とする。なお、移転の場合、既設保育所（建物、遊具、安全柵等）の撤去は不要とする。この場合において、既設保育所で保育を行う期間については、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により市から貸与を受けることとする。

④その他

①、②、③いずれの場合も、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。駐車場の整備が困難な場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を検討すること。

（4）保育所整備のスケジュールについて

（3）①の整備は、令和7年2月までに新たな保育所の整備を行うこと。

（3）③の整備は、令和7年度末までのできるだけ早い時期に新たな保育所の整備を完了すること。なお、保育所整備に係る補助の対象は2か年までとなるため留意すること。

（参考 過去の例をもとに仮設保育所を活用し現敷地内に新たな保育所の整備を行う場合）

令和5年度 基本・実施設計の作成、補助金の協議、建築確認等の申請、仮設保育所の整備に着手。

令和6年度 仮設保育所への移転、新たな保育所工事の着手、新たな保育所の利用開始（令和7年2月）仮設候補用地の返還（令和7年3月31日）。

（5）法律及び関係法令等の遵守について

保育所整備にあたっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）、枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年6月27日枚方市条例第46号）等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

（6）保育所整備に係る補助について

保育所整備に係る補助については、国の施設整備交付金に係る国・市負担分に、枚方市が国の施設整備交付金等に係る国庫補助額を国の負担割合で除した額の

4分の1に相当する額を加え、補助します。

(7) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(8) シックハウス対策、新型コロナウイルス感染症対策について

施設整備に際し使用する建材や家具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質（ホルムアルデヒド等）の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認し、報告書を提出すること。

また、施設整備にあたっては、建築基準法に基づく機械換気の導入や抗菌対策等、新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。

(9) 保育所整備に係る保護者等への説明について

保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応すること。

(10) 協定書の締結について

法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

4. 応募資格及び条件

(1) 令和4年8月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。

①児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。

②児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を大阪府内、京都府内若しくは奈良県内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内、京都府内若しくは奈良県内に設置していること。ただし、幼保連携型認定こども園については、保育所から認定こども園に移行した施設で、通算の運営期間が10年以上であること。

(2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。

(4) 移管前の保育内容（行事を含む）を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

(6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。

(7) 施設長は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。

(8) 保育所運営について

- ①定員は90人とすること。
- ②開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。
- ③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。
- ④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。
- ⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。
- ⑥保育所運営については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4（10）職員について」によるものとする。
- ⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。
- ⑧保育所における衛生管理を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症対策について必要な措置を講じること。

(9) 保育内容等について

- ①保育内容については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。
- ②障害児保育を適切に実施すること。
- ③桜丘北保育所で提供していた給食・おやつを基本とすること。さらに、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
- ④健康診断については、内科健診及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。
- ⑤地域子育て支援事業をP13＜参考資料2＞枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。
- ⑥新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。
- ⑦その他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。

(10) 職員について

- ①保育士の配置については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）を遵守するほか、P13＜参考資料2＞枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。
- ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。また、あわせて保育士の確保について法人の考えを示すこと。

- ③看護師を配置すること。また、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。
- ④桜丘北保育所に勤務している枚方市の会計年度任用職員等が移管後の保育所での就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討すること。
- ⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。
- ⑥P22＜参考資料3＞大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

(11) 引き継ぎ等について

- ①枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。
- ②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、期間終了後も、市の求めに応じて懇談を行う場合があります。
- ③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、桜丘北保育所を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、桜丘北保育所の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行うこと。
- ④令和5年10月から令和6年3月の6か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。なお、共同保育期間中の延べ保育時間数の50%以上に相当する時間数（以下「要配置時間数」という）の配置を行うこととし、事前に職員配置計画により市に報告すること。ただし、各月においても少なくともその月の延べ保育時間数の20%以上に相当する時間数の配置を行うこと。また、原則として「共同保育」に参加した保育士を移管後に各クラスに配置すること。それが困難な状況が生じた場合は、職員間で引き継ぎ内容の共有を図るなど、移管後に円滑な保育所運営ができるよう配慮すること。

なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。

※枚方市の負担額は、枚方市会計年度任用職員（保育士）賃金を基に、上記要配置時間数に係る6人分とします。

※朝夕の合同保育についても、引き継ぎを受けるよう努めることとし、配置時間を上記の負担額の対象とします。

- ⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。
- ⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個

人懇談を行うこと。

⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。

(12) その他

①保育所名については、「桜丘北」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこと。

②保育所内に設置されている卒園制作の記念物等については可能な範囲で移設等を検討するとともに、やむを得ず撤去や廃棄を行う場合は事前に保護者の意見を聴いた上で、写真等による記録を行うこと。

③園の運営にあたっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。

④家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。

⑤既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。

ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。

⑥桜丘北保育所の保護者が、法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。

⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。

⑧保育所設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。

⑨本要項に記載する内容について、疑義又は履行困難な状況が生じるおそれがある場合には、早急に市と協議を行うとともに、必要に応じて保護者に説明を行う等丁寧な対応に努めること。

5. 保育所運営申込書等の配布

(1) 配布日時：令和4年6月3日（金）から8月19日（金）まで

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時00分を除く）

※土曜日、日曜日、祝日は除く。

(2) 配布場所：枚方市役所子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課（市役所別館5階）

※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

6. 申込受付及び場所

(1) 受付期間：令和4年8月12日（金）から8月19日（金）まで

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時00分を除く）

※土曜日、日曜日、祝日は除く。

(2) 受付場所：枚方市役所子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課（市役所別館5階）

(3) 項目8に示す、「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み

条件となります。

- (4) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (5) 提出部数：１３部（正本１部、写し１２部）
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。
- (9) 提出書類に虚偽、不正があった場合や応募法人及び応募法人の関係者に選定に対する不当な要求があった場合、その他不正な行為があった場合は、失格となる場合があります。
- (10) 書類提出後の辞退はできません。

7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集にあたり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：令和４年６月１９日（日）午後１時００分から

◇場 所：枚方市立桜丘北保育所（枚方市桜丘町２０－１）（説明会は遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。）

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは令和４年６月１６日（木）午後５時３０分までに、１法人４人以内で参加者氏名を報告してください。期日までに申し込みがなければ、参加することはできません。

当日の集合時間、場所については、申し込みのあった法人に６月１７日（金）にご連絡します。

9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、令和４年８月３日（水）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、８月１０日（水）までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 ０７２－８４１－４３１９

メールアドレス s-hoyou@city.hirakata.osaka.jp

10. 選定及び決定等

- (1) 選定は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。
- (3) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね40分程度）。なお、その内容については会議録として、後日、公表します。また、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、オンラインでのプレゼンテーション、ヒアリングとなる場合があります。
- (4) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (5) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (6) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページで公表します。本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。
- (7) 法人選定後、選定された法人の様式9〔提案内容概要書〕については、保護者等への説明資料として活用します。

11. 問い合わせ先

枚方市子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

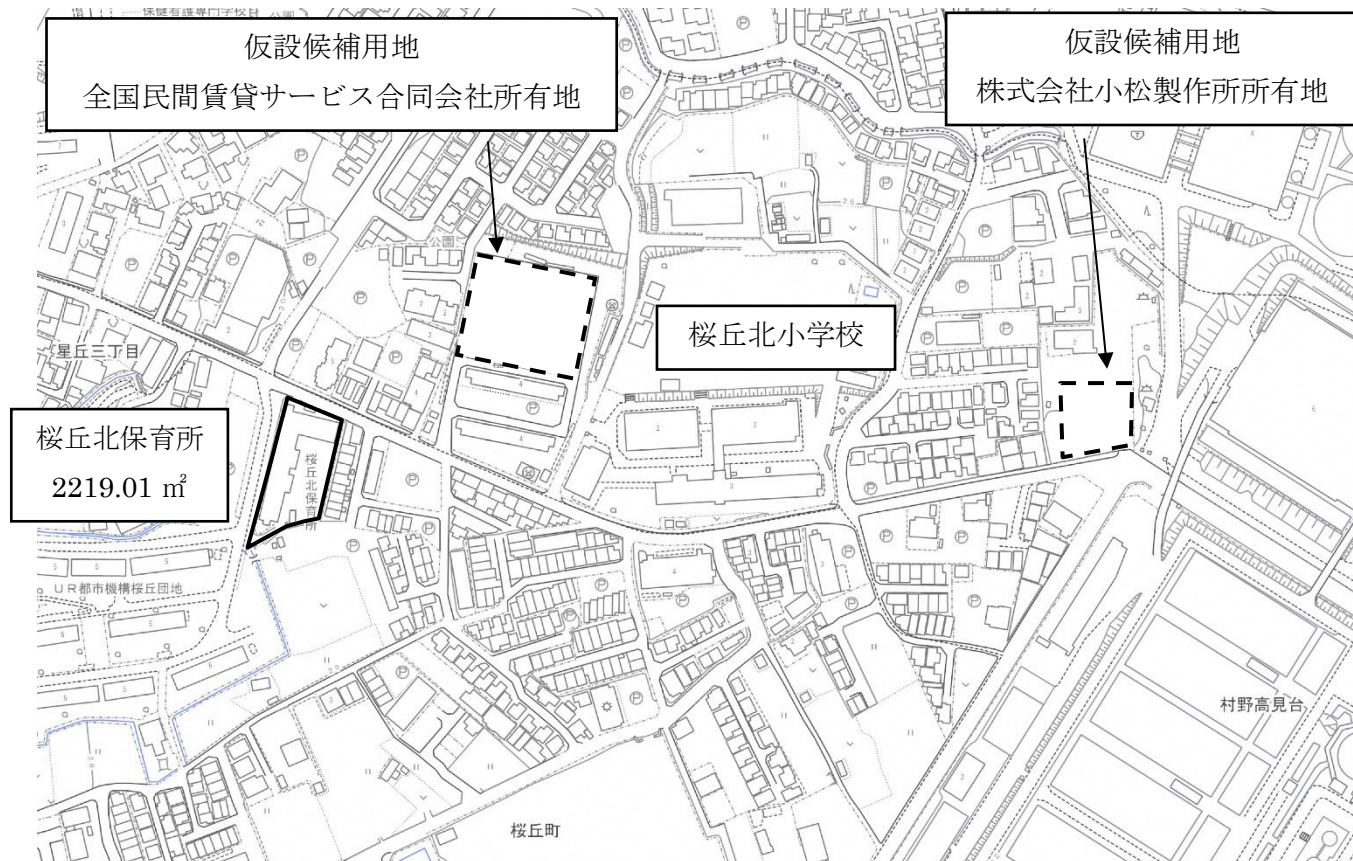
TEL 072-841-1471（直通）

FAX 072-841-4319

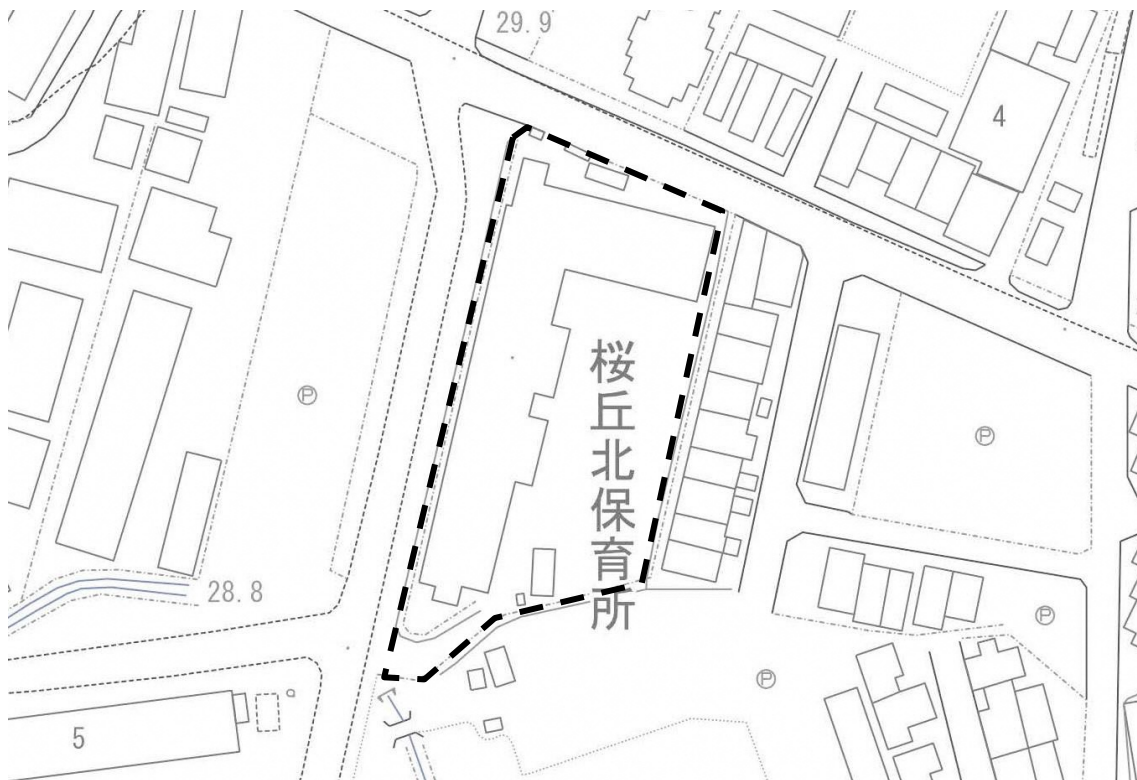
メールアドレス s-hoyou@city.hirakata.osaka.jp

<参考資料1>

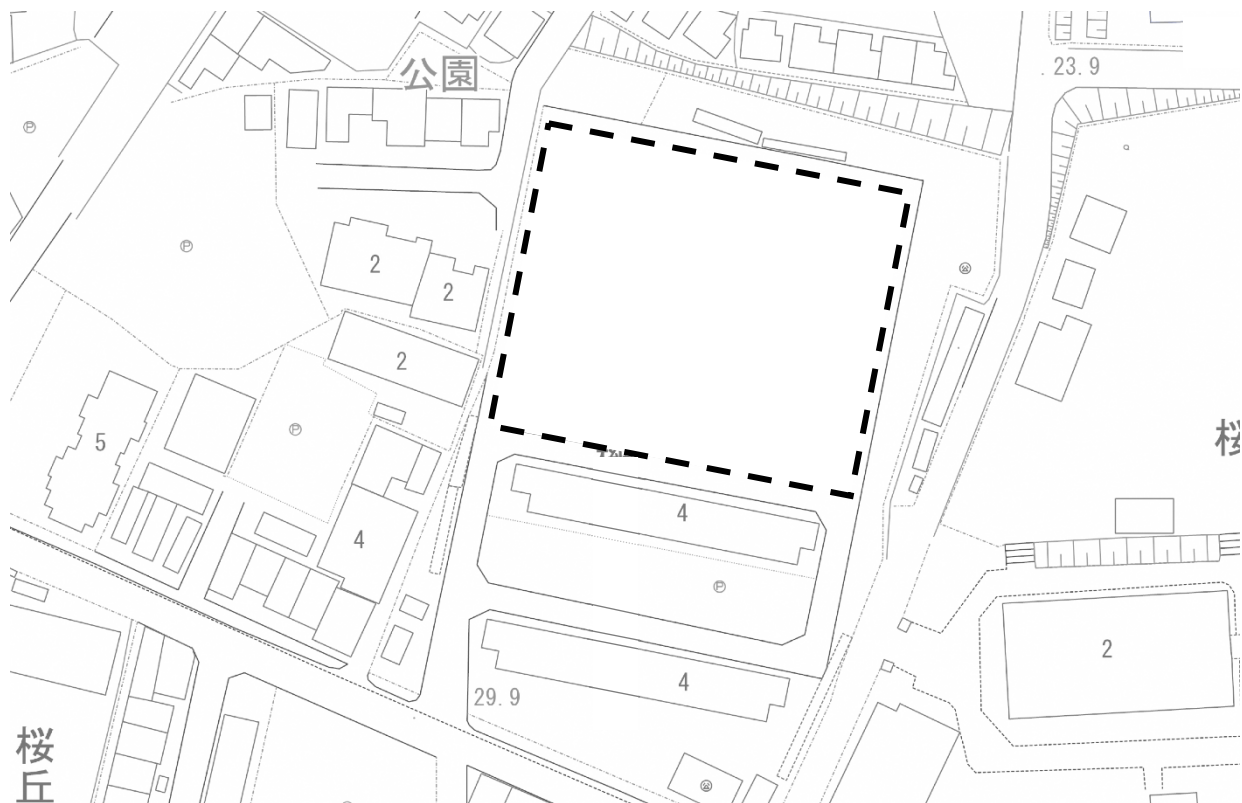
1. 桜丘北保育所民営化に伴う各施設位置図



2. 桜丘北保育所 位置図



3. 民地（仮設候補用地 全国民間賃貸サービス合同会社所有地）位置図



4. 民地（仮設候補用地 株式会社小松製作所所有地）位置図



用地概況

	桜丘北保育所	仮設候補用地	仮設候補用地
所有者	枚方市	全国民間賃貸サービス合同会社	株式会社小松製作所
所在地	桜丘町 20-1	星丘四丁目 1899番3	村野高見台 2130番3 村野高見台 2135番 村野高見台 2198番5 村野高見台 2199番1 の一部
敷地面積	2,219.01㎡	約3,000㎡の一部	約1,400㎡
用途地域	第一種中高層住居 専用地域	第一種中高層住居専用地域	①第一種中高層住居専用地域 ②第一種住居地域 ③工業専用地域
建ぺい率	60%	60%	60%
容積率	200%	200%	200%
防火地域	準防火地域	準防火地域	①準防火地域 ②準防火地域 ③指定なし
高度地区	第2種高度地区	第2種高度地区	①第2種高度地区 ②第3種高度地区 ③指定なし
賃料等	無償	有償※ 法人決定後、土地所有者と協議を行い、契約締結をもって金額の決定をすること。 賃借期間 令和6年2月1日から 令和7年3月31日まで	有償※ 法人決定後、土地所有者と協議を行い、契約締結をもって金額の決定をすること。 賃借期間 令和6年2月1日から 令和7年3月31日まで

＜参考資料 2＞

枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱

制定	平成 26 年 8 月 19 日枚方市要 綱第 80 号
最終改正	令和 4 年 3 月 8 日枚方市要 綱第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する私立保育所子ども・子育て支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第 1 項に規定する保育所のうち同法第35条第 4 項の規定により市町村以外の者が設置したものであって、その定員が40人以上のものをいう。以下同じ。）における保育内容及び地域における子育て支援サービスの充実を図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、私立保育所の設置者とする。

(補助対象行為)

第 4 条 補助金の交付の対象となる行為は、市内に所在する私立保育所の運営（地域に密着した私立保育所として求められる子育て支援サービスの実施を含む。）とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費から当該補助種別に係る保護者の負担額その他市長が指定する収入を控除した額と同表の算定基準の欄に定める算定基準により算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額の合計額とする。

2 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、それぞれ同表の補助要件の欄に定める補助要件を備えているものについて算定するものとする。

3 市長は、別表の補助要件の欄に定める補助要件を備えている期間が12月に満たないと認める場合において、第 1 項の算定基準が年額で定められているときは、同項の算定基準により算定した額を月割りして同項の規定を適用することがある。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(条件)

第 6 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 私立保育所の施設及び運営は、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を

定める条例（平成25年枚方市条例第57号）その他市が示す基準に適合するようにしなければならないこと。

- (2) 補助金は、施設ごとの経理区分の収入とし、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費に充てるものとして経理しなければならないこと。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の補助金について適用し、平成25年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱（平成26年枚方市要綱第15号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 市長は、この要綱による補助金交付制度に対する国又は大阪府の補助制度の見直し又は廃止が行われたときは、その交付状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による補助金の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則 [平成27年4月1日枚方市要綱第34号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成27年10月29日枚方市要綱第65号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成28年6月16日枚方市要綱第45号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成29年5月25日枚方市要綱第42号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成30年1月12日枚方市要綱第1号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成30年10月11日枚方市要綱第68号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和元年5月23日枚方市要綱第5号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和元年11月20日枚方市要綱第24号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和2年5月25日枚方市要綱第43号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和3年3月31日枚方市要綱第29号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和3年3月8日枚方市要綱第5号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条関係）

補 助 種 別	補 助 要 件	補助対象経費	算 定 基 準
嘱 託 医 手 当 加 算	嘱託医又は嘱託歯科医を設置し、児童の健康診断を実施していること。	保育費用交付額を超えて支出する嘱託医手当、嘱託歯科医手当及び児童の健康診断の実施に要する経費	1 施設当たり年額107,200円

運 営 費 補 助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 保育費用交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費を支出していること。 (2) 保育費用交付基準を超えて保育士等を雇用していること。ただし、当該保育士等に係る総雇用時間数が正規保育時間数以上でなければならない。 (3) 保育費用交付基準を超えて看護師等その他市長が認める職員を雇用していること。ただし、病児保育事業費補助の項の補助要件の欄第1号に該当するものとして同項の補助を受けるときは、運営費補助について、それらの職員を雇用していないものとみなす。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 保育に直接必要と認められる保育材料等の購入費、児童の環境衛生の維持及び健康管理に要する経費、園外保育及び特別行事の実施に要する経費、事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費（給食材料の購入費を除き、保育費用交付額を超えて支出するものに限る。） (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している保育士等の人件費 (3) 補助要件の欄第3号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している看護師等その他市長が認める職員の人件費	次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、同表の中欄に定める基準額（年額）。ただし、事務処理に要する経費については、同表の右欄に定める限度額を超えることができない。 <table><tr><th>定員の区分</th><th>基準額 (年額)</th><th>限度額</th></tr><tr><td>40人以上 60人未満</td><td>10,036,000円</td><td>2,240,000円</td></tr><tr><td>60人以上 90人未満</td><td>11,436,000円</td><td>2,800,000円</td></tr><tr><td>90人以上 120人未満</td><td>12,136,000円</td><td>3,080,000円</td></tr><tr><td>120人以上</td><td>13,336,000円</td><td>3,560,000円</td></tr></table> 備考 1 本市配置基準を満たしていない場合又は本市配置基準を超えていない場合（本市配置基準の保育士の数と当初配置基準の当該数とが等しい場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）から2,436,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。 2 26人以上の1歳児の保育を実施し、かつ、本市配置基準を満たしている場合（本市配置基準の保育士の数から当初配置基準の当該数を差し引いた数が2である場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）に2,436,000円を上限として市長が定める額を増額するものとする。 3 看護師等その他市長が認める職員を雇用していない場合は、この表の中欄の基準額（年額）から2,000,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。 4 補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額がこの表の中欄の基準額（年額）を超える場合は、補助対象経費の欄第1号に規定する補助対象経費につき、250,000円を限度に、地域子育て支援補助に加えて算定することができる。 5 開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、この表の中欄の基準額（年額）に当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。	定員の区分	基準額 (年額)	限度額	40人以上 60人未満	10,036,000円	2,240,000円	60人以上 90人未満	11,436,000円	2,800,000円	90人以上 120人未満	12,136,000円	3,080,000円	120人以上	13,336,000円	3,560,000円
定員の区分	基準額 (年額)	限度額																
40人以上 60人未満	10,036,000円	2,240,000円																
60人以上 90人未満	11,436,000円	2,800,000円																
90人以上 120人未満	12,136,000円	3,080,000円																
120人以上	13,336,000円	3,560,000円																
病 児 保 育 事 業 費 補 助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施していること。 (2) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を実施すること。ただし、1施設につき1回限りとする。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に要する経費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額4,499,000円。ただし、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額2,249,000円とする。 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額1,029,000円															

開所時間推進費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 通常の開所時間が11時間15分を超えていること。 (2) 午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後6時までの時間において勤務する保育士等を雇用していること。	雇用している補助要件の欄第2号の保育士等の人件費	1施設当たり年額1,300,000円
障害児保育補助	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしていること。 (1) 保育士等の人件費 市長、関係機関及び保護者との協議に基づき障害児又は特例加配の対象となる児童の保育を実施し、かつ、当該障害児又は特例加配の対象となる児童の保育のための保育士等を加配していること。 (2) 障害児の保育に係る環境改善の実施に要する経費 特児1級児又は特児2級児の保育を実施している場合において、当該障害児の保育に必要な設備の整備若しくは軽微な改修又は障害児用の大型遊具の設置、更新等の環境改善を実施すること。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 障害児又は特例加配の対象となる児童の保育のために加配された保育士等の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 障害児の保育に必要な設備の整備及び軽微な改修並びに障害児用の大型遊具の設置、更新等に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額。ただし、開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。 (1) 当該障害児又は特例加配の対象となる児童の保育のために保育士等を雇用している場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 特児1級児に係るもの 当該障害児1人当たり年額3,000,000円（勤務時間が就業規則上の週所定労働時間を満たさない保育士等である場合は、月額170,000円を基に算定した額） ロ 障害児（特児1級児を除く。）に係るもの 当該障害児1人当たり年額1,500,000円（当該障害児の合計数が奇数である場合は、1人分のみ、年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円）） ハ 特例加配の対象となる児童に係るもの 当該児童1人当たり年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円） ニ 延長保育事業費補助の項補助対象経費の欄に規定する延長保育を実施する障害児であって、日常的に医療上の措置を要するものに係るもの 当該障害児1人当たり年額648,000円 (2) 障害児の保育に係る環境改善を実施した場合 1施設当たり年額1,029,000円
医療的ケア児保育支援事業費補助	医療的ケア児保育支援事業を実施していること。	医療的ケア児保育支援事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 看護師等が医療的ケアを行う場合 1施設当たり年額5,320,000円 (2) 看護師等を配置しない場合に、保育士等（認定特定行為業務従事者に限る。）が医療的ケアを行うとき 1施設当たり年額4,960,000円
延長保育事業費補助	延長保育事業（一般	延長保育事業（一般	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

	型)を実施していること。	型)の実施に要する経費のうち、開所時間(当該開所時間が11時間以上の場合に限る。)を超えて実施する延長保育に要する経費	定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額115,000円 (2) 加算分 対象児童の数から6人を控除した児童数に月額5,000円を乗じて得た額									
食 物 ア レ ル ギ ー 対 策 費 補 助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 食物アレルギー児童の保育を実施	保育費用交付基準を超えて雇用する加配調理員の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額95,000円 (2) 加算分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額									
	していること。 (2) 食物アレルギー児童のために加配調理員を雇用していること。		イ 牛乳、卵、大豆製品、小麦及びそばのうち3品目以上にアレルギー症状を呈する食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり次の表の左欄に掲げる当該児童の数の区分に応じ、同表右欄に定める額 <table><tr><td>当該児童の数の区分</td><td>月額</td></tr><tr><td>5人以下</td><td>47,500円</td></tr><tr><td>6人以上10人以下</td><td>95,000円</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>142,500円</td></tr><tr><td>16人以上</td><td>190,000円</td></tr></table> ロ 食物アレルギー児童を保育している小規模保育事業所の連携施設として調理業務を実施し、当該小規模保育事業所に食事を搬入している場合 1施設当たり月額47,500円	当該児童の数の区分	月額	5人以下	47,500円	6人以上10人以下	95,000円	11人以上15人以下	142,500円	16人以上
当該児童の数の区分	月額											
5人以下	47,500円											
6人以上10人以下	95,000円											
11人以上15人以下	142,500円											
16人以上	190,000円											
夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を実施していること。	夜間保育推進事業の実施に要する経費	1施設当たり年額1,500,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額750,000円とする。									
保 育 体 制 強 化 事 業 費 補 助	保育体制強化事業を実施していること。	保育体制強化事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 保育支援者を配置している場合 1施設当たり月額100,000円 (2) 次のいずれかに該当する者に児童の園外活動時の見守り等を行わせる場合 1施設当たり月額45,000円 イ 保育支援者 ロ 安全管理に知見を有する者として市長が認めた者(当該施設から謝金の支払を受けている者又は当該施設から児童の園外活動時の見守り等を委託されている者に限る。)									
保 育 補 助 者 雇 上 強 化 事 業 費 補 助	保育補助者雇上強化事業を実施していること。	保育補助者雇上強化事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 定員が121人未満の場合 1施設当たり年額3,111,000円									

			(2) 定員が121人以上の場合 1施設当たり年額6,222,000円
保育士宿舍借り上げ 支援事業費補助	保育士宿舍借り上げ 支援事業を実施していること。	保育士宿舍借り上げ 支援事業の実施に要する経費	1人当たり月額61,500円
保育士等確保・定着 支援事業費補助	勤務時間が就業規則上の週所定労働時間を満たし、かつ、雇用の期間を定めていない保育士又は看護師等を雇用していること。	当該年度の末日まで（別に定めるやむを得ない事由がある場合にあっては、別に定める日まで）継続して雇用した補助要件欄に規定する保育士又は看護師等の人件費	1人当たり月額10,000円
地域子育て支援補助	第1号及び第5号の事業を実施し、第1号、第4号及び第5号の事業を実施し、又は第2号から第4号までの事業のうち2以上のもの並びに第1号及び第5号の事業を実施していること。 (1) 私立保育所内外で定期的に実施する子育てに係る相談及び指導等を行う事業 (2) 枚方版ブックスタート事業 (3) 地域の気になる子ども及びその家庭を支援する事業 (4) 絵本とのふれあい事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業	補助要件の欄第1号から第5号までの事業に要する経費。ただし、同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）の事業に従事する保育士等の雇用に係る経費以外の経費の同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）の事業に要する経費に占める割合は、4分の1以内とする。	(1) 補助要件の欄第1号から第5号までの事業の全てを実施する場合 1施設当たり年額1,850,000円 (2) 補助要件の欄第1号、第2号、第3号及び第5号又は第1号、第2号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,480,000円 (3) 補助要件の欄第1号、第3号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前2号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,110,000円 (4) 補助要件の欄第1号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前3号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額740,000円 (5) 補助要件の欄第1号及び第5号の事業をいずれも実施する場合（前各号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額370,000円

備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「保育費用交付額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）及び国の通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項における「保育費用交付基準」とは、告示及び国の通知に定められた基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項、医療的ケア児保育支援事業費補助の項及び地域子育て支援補助の項並びに備考12の規定における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項及び医療的ケア児保育支援事業費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項（同法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の交付を受けた者をいう。

- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の数が、1歳児の数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が1歳である者をいう。
- 9 病児保育事業費補助の項における「病児保育事業（体調不良児対応型）」とは、国の通知に定められた病児保育事業（体調不良児対応型）の対象となる事業をいう。
- 10 障害児保育補助の項並びに備考11及び備考12における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特例加配」とは、障害児と同様の配慮を要する障害児以外の児童の保育のための保育士等の加配をいう。
- 13 医療的ケア児保育支援事業費補助の項における「医療的ケア児保育支援事業」とは、国の通知に定められた医療的ケア児保育支援事業の対象となる事業をいう。
- 14 医療的ケア児保育支援事業費補助の項における「医療的ケア」とは、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を必要とする児童に対し当該医療を行うことをいう。
- 15 医療的ケア児保育支援事業費補助の項における「認定特定行為業務従事者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。
- 16 延長保育事業費補助の項及び備考17の規定における「延長保育事業（一般型）」とは、国の通知に定められた延長保育事業の一般型の対象となる事業をいう。
- 17 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、延長保育事業（一般型）の対象となる児童として市長が認定した者をいう。
- 18 食物アレルギー対策費補助の項及び備考19の規定における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
- 19 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
- 20 食物アレルギー対策費補助の項における「小規模保育事業所」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）第29条に規定する小規模保育事業所A型及び同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。
- 21 食物アレルギー対策費補助の項における「連携施設」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。
- 22 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、国の通知に定められた夜間保育推進事業の対象となる事業をいう。
- 23 保育体制強化事業費補助の項における「保育体制強化事業」とは、国の通知に定められた保育体制強化事業の対象となる事業をいう。
- 24 保育体制強化事業費補助の項における「保育支援者」とは、保育士資格を有しない者であって、保育士の負担の軽減に資する業務を行う者として市長が認めるものをいう。
- 25 保育体制強化事業費補助の項における「児童の園外活動時の見守り等」とは、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所並びに道路を歩く際の体制及び安全の確認、現地での児童の行動の把握等を行うことをいう。
- 26 保育補助者雇上強化事業費補助の項における「保育補助者雇上強化事業」とは、国の通知に定められた保育補助者雇上強化事業の対象となる事業をいう。
- 27 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助の項における「保育士宿舍借り上げ支援事業」とは、国の通知に定められた保育士宿舍借り上げ支援事業の対象となる事業をいう。
- 28 保育士等確保・定着支援事業費補助の項における「保育士又は看護師等」とは、保育士又は保健師助産師看護師法第12条第5項（同法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証若しくは准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 29 地域子育て支援補助の項における「私立保育所内外」とは、私立保育所及び私立保育所近隣の地域をいう。
- 30 地域子育て支援補助の項における「枚方版ブックスタート事業」とは、児童の1歳の誕生月に、当該児童とその保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。
- 31 地域子育て支援補助の項における「地域の気になる子ども」とは、枚方市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整に関する規則（平成27年枚方市規則第42号）第2条第1号イからニまで

に該当する児童をいう。

- 32 地域子育て支援補助の項における「絵本とのふれあい事業」とは、就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。

<参考資料 3>

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1. 目 的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

2. 推進員選任対象事業所

（１） 常時使用する従業員の数が 25 人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

（２）（１）のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

（１） 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。

（２） 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。

（３） 関係行政機関との連絡に関すること。

5. 報 告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 により事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。

なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。

- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」(別紙様式 2) を研修実施の 1 ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」(別紙様式 3) により大阪府知事あて報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 7 日より施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日一部改正施行する。